

年度更新ハンドブック

令和7年度版

(事務組合用)

年度更新集合受付日程表						
7 / 1 (火)	7 / 2 (水)	7 / 3 (木)	7 / 4 (金)	7 / 7 (月)	7 / 8 (火)	7 / 9 (水)
川 越 東松山 越 谷	春日部 行 田	川 口 朝 霞	大 宮	熊 谷 本 庄 秩 父	浦 和	所 沢 飯 能 草 加

会 場 埼玉労働局 LAタワー14階大会議室
(さいたま市中央区新都心11-2)

受付時間 午前9時～午後3時

※ 駐車場は有料になります

埼玉労働局総務部労働保険徴収課

目 次

1.	年度更新事務の流れ	1
2.	労働保険料等の算定	
(1)	労災保険	2
	・特別加入保険料算定基礎額月割り早見表	3
(2)	雇用保険	4
(3)	一般拠出金	4
(4)	建設の事業の労災保険料等の算定	5
(5)	立木の伐採の事業の労災保険料等の算定	6
3.	年度更新諸用紙の記入例	
①	賃金等の報告（継続事業用）及び納入通知書・領収書	8
②	一括有期事業報告書・一括有期事業総括表	10
③	総コンシステム利用の賃金等の報告（一括有期用）	12
④	申告書内訳・申告書（手書き用）	14
⑤	申告書内訳・申告書（組機様式用）	16
⑥	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	18
4.	年度更新の手続き	
(1)	申告・納付期限	19
(2)	申告書内訳（電子）について	19
(3)	申告書提出先及び提出方法	20
(4)	納付先及び納付方法	21
(5)	メリット制適用事業場の年度更新	22
5.	納付書記入上の注意点	24
6.	労働保険料等を滞納した場合の事務処理	
(1)	滞納が発生した場合の対応	25
(2)	労働保険料等滞納事業場の報告	26
(3)	労働保険料等納入事業場の報告	27
	・滞納事業場に対する納入督促事跡（参考例 任意様式）	28
	・労働保険料等納入催告依頼書	29
	・労働保険料等納入催告書	30
7.	増減訂正・概算修正	31
8.	確定修正	37
○	労災保険率表・労務費率表	39

1. 年度更新事務の流れ

○事業主へ賃金等の報告の配布



○事業主から賃金等の報告の回収(随時)



○賃金等の報告点検、納入通知書の作成・通知、申告書内訳作成



○申告書の送付(5月下旬)



○申告書の作成



○保険料の徴収、領収書の交付



○国(労働局)へ申告書等の提出、
保険料等の納付

各様式の事業主氏名欄は、必ず委託事業場の方が記入してください。
押印省略はできません。

申告・納付期限
7月10日

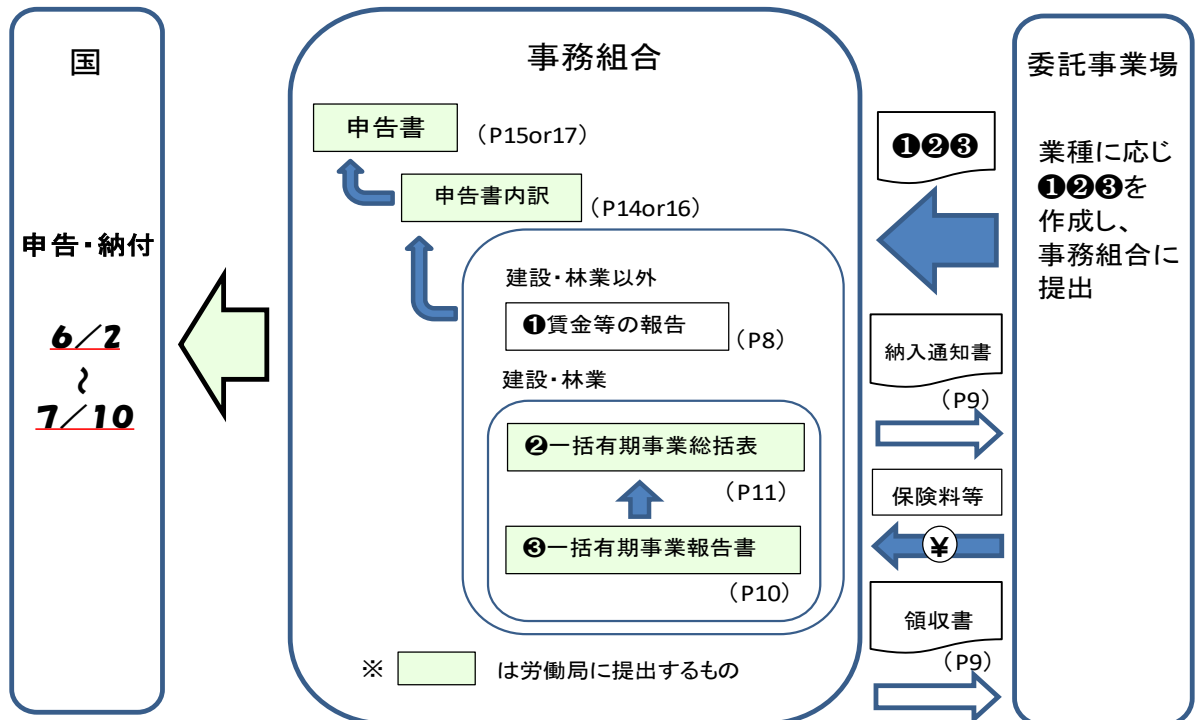
7月10日が土日にあたるときは、翌開庁日が納期限となります。

保険料等の納付

納付書を申告書から切り離し、金融機関に納付してください。

なお、口座振替納付を利用している事務組合は、切り離した納付書は破棄してください。

◆ 作成書類のイメージ



2. 労働保険料等の算定

労働保険料等は委託事業主から提出される「賃金等の報告」「一括有期事業報告書」及び「一括有期事業総括表」に基づき確定保険料と一般拠出金及び概算保険料を算定します。

(1) 労災保険

- ① 労災保険率は事業の種類に応じ「労災保険率表」のとおり定められています。(39 ページ)
- ② 第1種特別加入保険料算定基礎額は「特別加入保険料算定基礎額表」のとおり年定額となっていますが、保険年度の中途に新たに特別加入が認められた場合及び保険年度の中途で特別加入を脱退した場合については、すべて当該保険年度における特別加入期間に応じた月数分の保険料算定基礎額となります。

具体的には次ページの特別加入保険料算定基礎額月割早見表を使用して、下記の月割計算例を参考に算定してください。

なお、労働保険料・一般拠出金申告書及び申告書等内訳の提出（増減訂正報告・修正申告を含む。）にあたって、特別加入者の月割対象者がいる場合は、18ページの「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を必ず作成し、添付してください。

【月割計算例】

令和6年9月30日付け委託解除となった事業場で、前年度から特別加入者が2人（給付基礎日額が5,000円と3,500円）の場合

$$\begin{aligned} \text{イ} & 5,000 \text{円} \times 365 \text{日} \div 12 = 152,084 \cdot \cdot \cdot \cdot \text{少数点以下第1位切り上げ} \\ & 152,084 \times 6 \text{ (4~9月)} = 912,504 \\ \text{ロ} & 3,500 \text{円} \times 365 \text{日} \div 12 = 106,459 \cdot \cdot \cdot \cdot \text{小数点以下第1位切り上げ} \\ & 106,459 \times 6 \text{ (4~9月)} = 638,754 \\ \text{ハ} & 912,504 + 638,754 = 1,551,258 \longrightarrow 1,551,000 \text{円 (〇)} \\ & \text{(千円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

※ 複数人の場合は、合計を出してから千円未満を切り捨ててください。

(誤った計算)

$$\begin{aligned} \text{イ} & 912,504 \text{円} \rightarrow 912,000 \text{円} \\ \text{ロ} & 638,754 \text{円} \rightarrow 638,000 \text{円} \end{aligned} \left. \vphantom{\begin{aligned} \text{イ} \\ \text{ロ} \end{aligned}} \right\} \text{個人の計算時に千円未満切り捨て (×)}$$
$$\text{ハ} 912,000 + 638,000 = 1,550,000 \text{円 (×)}$$

※イ、ロの個人ごとの計算時に切り捨ててから合計すると誤った額になります

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	加入期間別の保険料算定基礎額										
		1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

(2) 雇用保険

雇用保険率一覧表

○ 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

	事業の種類	①+② 保険率	負担割合	
			①事業主	②被保険者
	イ. 一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
特掲 事業	ロ. 農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
	ハ. 建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

○ 令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

	事業の種類	①+② 保険率	負担割合	
			①事業主	②被保険者
	イ. 一般の事業	14.5/1000	9/1000	5.5/1000
特掲 事業	ロ. 農林水産・清酒製造の事業	16.5/1000	10/1000	6.5/1000
	ハ. 建設の事業	17.5/1000	11/1000	6.5/1000

※ ロの農林水産の事業のうち、牛馬の育成、養鶏、酪農、養豚、園芸サービス、内水面養殖の事業及び雇用保険法第6条6号に規定する船員が雇用される事業は、イの事業区分に該当します。なお、園芸サービスは一元適用事業となります。

【高年齢労働者の保険料免除】※ 終了しています。

年度当初（4月1日）に満64歳以上の者については、雇用保険に係る一般保険料が労使双方とも免除されておりましたが、当該制度は令和2年度概算保険料の算出より廃止されております。

【雇用保険マルチジョブホルダー制度】

令和4年1月から、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうちの2つの事業所での勤務を合計して加入要件を満たす場合に、特例的に雇用保険の被保険者となるようになりました。

この場合、雇用保険の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生しますので、申告漏れにご注意ください。

(3) 一般拠出金

一般拠出金額は、労災保険にかかる賃金総額（特別加入を除く。）に一般拠出金率（0.02/1000）を乗じます。

(4) 建設の事業の労災保険料等の算定

【確定保険料・一般拠出金】

◎ 「一括有期事業報告書」の留意事項

- ① 確定精算の対象となる事業は、令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に終了した工事請負金額が1億8千万円未満（消費税を除く）で、かつ概算保険料が160万円未満のすべての元請負工事です。なお、一括された個々の事業について、その後、事業の規模の変更等があった場合で、上記金額以上となった場合であっても、そのまま一括有期事業として取扱います。
- ② 令和6年3月31日以前に開始し、令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に終了した一括有期対象事業（元請工事分）も含め、もれなく記入してください。
- ③ 工事台帳、工事経歴書、総勘定元帳等関係書類により、請負代金の変更、追加、付帯工事、支給材、控除物等の有無を十分確認し、算入もれないよう注意してください。
- ④ 一括有期事業総括表による「事業の種類」かつ「事業開始時期」ごとに取りまとめ、別葉に記入報告してください。

◎ 「一括有期事業総括表」の留意事項

「一括有期事業報告書」の記入終了後、「一括有期事業総括表」で事業の種類、かつ事業開始時期ごとに取りまとめ、確定保険料等を算出します。

※一般拠出金を算出する場合は、事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

申告書等内訳の記入については、14～17ページに準じて作成してください。

◎ 保険料等算定上の注意事項

- ① 建設事業における労災保険料の算定方法は、次の2つの方法があります。
 - ア 工事に従事したすべての労働者（下請負を含む。）に対して支払われた賃金が正確に把握されていれば、その支払賃金の総額をもとに算出します。
 - イ アの方法が困難な場合には、特例により、その工事の請負金額（消費税を除く）に事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額を賃金総額とみなして算出します。

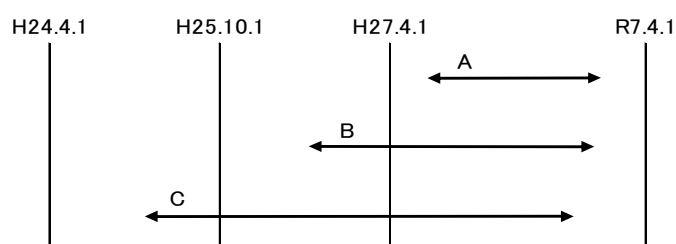
なお、消費税率の引き上げ及び労務費率の改定に伴い、工事の開始時期により計算方法が異なりますのでご注意ください。（6ページ参照）
- ② メリット制適用事業については、「一括有期事業総括表」の「メリット料率」欄に当該率を記入（手書き）し、保険料等を算出してください。

【概算保険料】

令和7年度の賃金総額の見込額が、前年度の確定保険料の基礎となった賃金総額の1/2以上2倍以下となる場合は、その前年度の賃金総額（または当該額の算定に用いた請負金額を用いて算定される額）を令和7年度の賃金総額の見込額とし、概算保険料を算出します。前年度確定額が0円であったとしても、概算保険料については見込額をたてて申告してください。39～40ページの、労務費率及び労災保険料率を参考に概算保険料を計算してください。

一括有期事業における消費税に係る暫定措置の適用等について

ケース	保険関係成立	消費税に係る暫定措置の適用	請負金額
A	平成27年4月1日以降	なし	消費税等相当額を含まない
B	平成25年10月1日～ 平成27年3月31日	あり (請負金額に105/108を乗じる)	消費税等相当額を含む
C	平成24年4月1日～ 平成25年9月30日	なし	



(5) 立木の伐採の事業の労災保険料等の算定

【確定保険料・一般拠出金】

◎「一括有期事業報告書」の留意事項

- ① 確定精算の対象となる事業は、令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に終了した素材の生産量が1,000立方メートル未満で、かつ概算保険料が160万円未満のすべての立木の伐採の事業です。
- ② 令和6年3月31日以前に開始し、令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に終了した事業の報告もれに特に注意してください。
- ③ 山林台帳、総勘定元帳等関係帳簿により、最終的な素材の生産数量、支払賃金等を十分確認し、算入もれのないよう注意してください。
- ④ 製薪炭業、下刈り等「その他の林業」に該当する事業は、一括有期事業の適用はありません。このような事業を併せて行っている場合は、別に保険関係を成立させ申告・納付する必要がありますので、特に注意してください。

◎「一括有期事業総括表」の留意事項（電算のみ）

「一括有期事業報告書」の記入終了後、「一括有期事業総括表」にとりまとめ記入します。

⑨ 保険料等は、**実際に労働者に支払った賃金によって計算してください。**

※ 一般拋出金を算定する場合は、事業（工事）開始時期が平成 19 年 4 月 1 日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

申告書等内訳の記入については、14～17 ページに準じて作成してください。

【概算保険料】

令和 7 年度の賃金総額の見込額が、前年度の確定保険料の基礎となった賃金総額の 1/2 以上 2 倍以下となる場合は、その前年度の賃金総額を令和 7 年度の賃金総額の見込額とし、概算保険料を算定します。前年度確定額が 0 円であったとしても、概算保険料については見込額をたてて申告してください。

39 ページの労災保険料率を参考に概算保険料を計算してください。

労働保険料等算定基礎賃金等の報告

① 賃金等の報告

住所 〒 330 さいたま市浦和区春日1-1-1

事業場名 さいたま製作所

事業主名 佐藤 太郎 殿

労働保険番号
 府県 所掌 管轄 基幹番号 支費 料変
 11 3 XX 9XXXXX XXX

雇用保険事業所番号
 一

事務組合名 埼玉協議会
 (TEL: 048-600-6203)

3. 事業の概要 6107 段ボール製造

4. 特得事業
 1. 該当する
 2. 該当しない

5. 新年賃金見込額
 ① 前年度と同額
 2. 前年度と変わる

6. 延納の申請
 1. 一括納付
 2. 分納(3回)

項目	1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金		(2) 役員で労働者扱いの者		(3) 臨時労働者		(4) 合計	
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	6	1,568,898	46,240	7	1,615,138	6	1,568,898	
5月	6	1,559,845	48,280	7	1,608,125	6	1,559,845	
6月	6	1,538,461	43,520	7	1,581,981	6	1,538,461	
7月	6	1,549,515	40,800	7	1,590,315	6	1,549,515	
8月	6	1,621,268	30,600	7	1,651,868	6	1,621,268	
9月	6	1,489,413	39,440	7	1,528,853	6	1,489,413	
10月	7	1,553,466	47,700	8	1,601,166	7	1,553,466	
11月	7	1,715,605	41,880	8	1,817,485	7	1,715,605	
12月	7	1,751,976	42,840	8	1,794,816	7	1,751,976	
1月	7	1,758,193	53,040	8	1,811,233	7	1,758,193	
2月	7	1,749,683	51,000	8	1,800,683	7	1,749,683	
3月	7	1,714,768	40,120	8	1,754,888	7	1,714,768	
4月	7	3,355,716	0	0	3,355,716	7	3,355,716	
5月	7	4,042,868	0	0	4,042,868	7	4,042,868	
合計		27,029,675		525,460		27,555,135		27,029,675

パートタイム・ア
ルバイト等の方のう
ち、雇用保険の被保
険者とならない方
のみ記入してください。
(雇用保険の被保
険者となる方は、「(1)
者となる方」として
常用労働者として
記入してください。

9. 特別加入者の氏名	10. 基礎された11. 適用月数		12. 希望する	
	基礎日数	確定日数	基礎日数	適用日数
01 佐藤 太郎	14,000	12	1	6
02 佐藤 太郎	6,000	12	1	6
03 佐藤 桜子	6,000	12	1	6
合計			3	18

(旧免除高年齢労働者氏名欄) 令和2年度以
前の様式を使用する場合は、必ず斜線を入れ
て事業主へお渡ください。

給付基礎日額を変更する場合は、変更後の額
を記入してください。

上記のとおり報告します。
令和7年4月15日
事業主氏名

さいたま製作所
佐藤 太郎

(旧免除高年齢労働者氏名欄) 令和2年度以
前の様式を使用する場合は、必ず斜線を入れ
て事業主へお渡ください。

組様式第7号(甲)

労働保険料等納入通知書 (事業主控)

労働保険 番号	1	1	3	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住所 さいたま市浦和区春日1-1-1
 委託事業主の氏名 さいたま製作所 殿

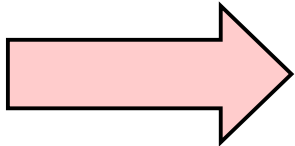
金	¥	2	万	0	千	5	百	2	十	4	円	7
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額を労働保険料第1期分及び一般拠出金として令和7年6月30日までに当事務組合に納入してください。
 令和7年6月13日

所在地 さいたま市中央区新都心11-2
 労働保険の事務組合 名称 労働保険事務組合 埼玉協議会 理事長 埼玉 太郎

算定方法

令和6年度確定				令和7年度概算			
賃金総額		料率	確定保険料	賃金総額		料率	確定保険料
労災	千円 27,555	$\frac{6}{1,000}$	165,330円	労災	千円 27,555	$\frac{6}{1,000}$	165,330円
特加入	11,680	$\frac{6}{1,000}$	77,742	特加入	12,957	$\frac{6}{1,000}$	77,742
雇用	27,029	$\frac{15.5}{1,000}$	418,949	雇用	27,029	$\frac{15.5}{1,000}$	418,949
合計			① 662,021	合計			⑥ 662,021
申告済概算保険料			② 678,000	区分		概算保険料額	各期納付額
差引額	充当額	③(②-①) 15,979		期別納付額	全期	⑦(⑥÷3) 220,675円	⑧(⑦-③又は⑦×⑤) 204,696円
	還付額	④(②-①又は②-①-③)			第1期	⑨(⑥÷3) 220,673	⑩ 220,673
	不足額	⑤(①-②)			第2期	⑩(⑥÷3) 220,673	⑩ 220,673
賃金総額		料率	一般拠出金	(注) ※については、労働保険に係る賃金総額と同額を記入してください。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入してください。			
一般拠出金	千円 27,555	$\frac{0.02}{1,000}$	551円				



労働保険料等算定

納入通知書

委託事業主から労働保険料等の交付を受けたら必ず、領収書を発行してください。



領収書

組様式第8号

労働保険料等領収書(控)

労働保険 番号	1	1	3	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住所 さいたま市浦和区春日1-1-1
 委託事業主の氏名 さいたま製作所 殿

金	¥	2	万	0	千	5	百	2	十	4	円	7
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

内訳	種別	受領金額	摘要
	保険料	概算保険料全・①・②・③	¥204,696
確定保険料			
追徴金			
拠出金	延滞金		
	一般拠出金	¥551	
	追徴金		
	延滞金		
	計	¥205,247	

領収年月日 令和7年6月27日

労働保険事務組合の

名称 労働保険事務組合 埼玉協議会
 所在地 さいたま市中央区新都心11-2
 代表者 理事長 埼玉 太郎

No. 1

一連番号も忘れずに！

② ☆ 一括有期事業報告書の記入例

一括有期事業総括表

○「㊦請負金額」欄の額に労務費率を乗じて得た額
(1円単位まで記入してください。)

様式7号(第34条関係)(甲)

この2部は確定保険料申告の際に記載し、提出用を提出する。

労働保険

一括有期事業報告書(建設の事業)

事業
主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄		基幹番号					枝番号		枚のうち 枚目
	11	1	X	X	9	X	X	X	X	5	0	
事業の名称	事業場の所在地		事業の期間		① 請負金額の内訳				②	③		
					④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	賃金総額	
					請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		労務 費率		
大島邸新築工事	坂戸市溝端町1-5		6年9月6日から 6年12月25日まで		45,148,000			45,148,000		23	10,384,040	
榑田嶋新築工事	川越市脇田32		6年5月10日から 7年3月21日まで		89,250,000			89,250,000		23	20,527,500	
				年 月 日から 年 月 日まで								
				年 月 日から 年 月 日まで								
				年 月 日から 年 月 日まで								
				年 月 日から 年 月 日まで								
事業の種類	35 建築事業		計		134,398,000			134,398,000			30,911,540	

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止または終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

郵便番号 358-0003
電 話 04-2900-0000

令和7年4月15日

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住 所 人間市豊岡5-1-5

事業主

氏 名 いるま建設(株)代表取締役 西埼玉次郎
(法人のときはその名称及び代表者氏名)

[注意]

①報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
②社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電話番号

(注) 一括有期事業報告書は、一括有期事業総括表による「事業の種類」ごとに別業とし、「事業開始時期」ごとに分けて記入してください。

「請負代金の額」欄は、6頁を参照した金額を記入してください。

※ 一般拠出金を算定する場合は、事業(工事)開始時期が平成19年4月1日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

令和6年度一括有期事業総括表（建設の事業）

労働保険番号		府県	所掌	管轄	基幹番号					枝番号			一括有期事業報告書 1 枚添付
		1	1	1	X	X	9	X	X	X	X	5	
業種番号	事業の種類	事業開始時期		請負金額		労務費率	賃金総額		保険料率		保険料額		
									基準料率	別外料率			
									1000分の	1000分の			
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの				18			89				
		平成30年3月31日以前のもの				19			79				
		令和6年3月31日以前のもの											
		令和6年4月1日以降のもの				19			34				
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの							16				
		平成30年3月31日以前のもの							11				
		平成30年4月1日以降のもの				19							
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの							10				
		平成30年3月31日以前のもの							9				
		平成30年4月1日以降のもの				17							
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの							17				
		平成30年3月31日以前のもの							9.5				
		令和6年3月31日以前のもの								9			
		令和6年4月1日以降のもの				19							
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの							13				
		平成30年3月31日以前のもの							11				
		平成30年4月1日以降のもの			134,398,000				30,911	9.5		293,654	
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの							15				
		平成30年3月31日以前のもの							12				
		平成30年4月1日以降のもの											
36	機械装置の組立て又は取付けに関するもの	平成27年3月31日以前のもの							7.5				
		平成30年3月31日以前のもの							6.5				
		令和6年3月31日以前のもの								6			
	組立て又は取付けの事業	平成27年3月31日以前のもの								7.5			
		平成30年3月31日以前のもの								6.5			
		令和6年3月31日以前のもの								6			
その他のもの	平成27年3月31日以前のもの								6.5				
	令和6年3月31日以前のもの								6				
	令和6年4月1日以降のもの												
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの							19				
		平成30年3月31日以前のもの							17				
		令和6年3月31日以前のもの								15			
		令和6年4月1日以降のもの											
合計				134,398,000		①	30,911				293,654		
						②	(①を除いた合計)		③ 一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)			
							30,911 千円		1000分の 0.02	618 円			

注
4 3 2 1
一 前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
一 一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。
一 一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

郵便番号(358 - 0003)
電話番号(04 - 2900 - 0000)

令和7年4月15日

住所 入間市豊岡1-5-1

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主

氏名 いるま建設㈱ 代表取締役 西埼玉次郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社 会 保 険 労 働	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

③ ☆総コンシステム利用の賃金等の報告（一括有期用）の記入例

総合コンピュータシステムの留意事項

- ・ 元請があった工事の「業種番号」に○をつける。
- ・ 「4. 常時使用労働者数」を記入する。
- ・ 「6. 新年度賃金見込額」の該当する箇所に○をつける。2に○をつけた場合、変更した額を記入する。3に○をつけた場合は、委託解除年月日を記入する。
- ・ 「7. 延納の申請」の選択する方に○をつける。
※委託解除の場合は一括納付のみ。
- ・ 特別加入者がいる場合、該当する「適用月数」及び、「希望する基礎日額」を記入する。

記入漏れの無いように注意すること

組機様式第8号

頁

住所 〒 330-0061
さいたま市浦和区常盤5-8-40

事業場名 うらわ建設(株)

事業主名 代表取締役 浦和 太郎 殿

労働保険料等 一括有期事業総括表
算定基礎賃金等の報告

労働保険番号

府	県	所	管	轄	基	幹	番	号	枝	番
1	1	1	X	X	9	X	X	X	X	5 0 0 1

事務組合名 浦和建設会

事業場 TEL : 048-832-XXXX

(TEL : 048-832-0000)

業種番号	事業の種類	開始時期	1. 請負金額 円	労務比率	2. 賃金総額 千円	労災 保険料率等	メリット 料率	保険料等 円	3. 一括有期 事業報告書 枚添付
31	水力発電施設 ずい道等新設 事業	①		18		89			4. 常時使用労働者数 5
		②		19		79			
		③		19		62			
		④		19		34			
32	道路新設事業	①		20		16		5. 事業の概要 3501	
		②		20		11			
		③		19		11			
		④		19		11			
33	舗装工事業	①		18		10		6. 新年度賃金見込み額 ①. 前年度と同額 2. 前年度と変わる	
		②		18		9			
		③		17		9			
		④		17		9			
34	鉄道又は軌道 新設事業	①		23		17		3. 委託解除年月日 千円	
		②		25		9.5			
		③		24		9			
		④		19		9			
35	建築事業	①		21		13		4. 委託解除拠出金納付済	
		②		23		11			
		③		23		9.5			
		④	1 1 4 9 5 0 0 0 0	23	2 6 4 3 8	9.5	2 5 1 1 6 1		
38	既設建築物設 備工事業	①		22		15		7. 延納の申請 1. 一括納付 ②. 分納(3回)	
		②		23		15			
		③		23		12			
		④		23		12			
36	機械装 置の組 立又は 据付け の事業	①		38		7.5		*1. 開始時期 ① C 平成25年10月1日～ 平成27年3月31日 ② B 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 ③ A 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日 ④ I 令和6年4月1日～	
		②		40		6.5			
		③		38		6.5			
		④		38		6			
	その他の 事業	①		21		7.5			
		②		22		6.5			
		③		21		6.5			
		④		21		6			
37	その他の建設 事業	①		23		19		*2. 特別加入者・保険料 算定基礎額の計	
		②		24		17			
		③		24		15			
		④		23		15			
計			114,950,000		26,438		251,161		
特別加入者			人分		*2			申告済概算保険料 410,000	
保険料計							251,161		
一般拠出金					26,438	0.02		528	

該当する業種番号を○で囲む

No.	特別加入者の氏名	承認された 基礎日額 円	適用月数 承認日 課税日	希望する 基礎日額 円	No.	特別加入者の氏名	承認された 基礎日額 円	適用月数 承認日 課税日	希望する 基礎日額 円	No.	特別加入者の氏名	承認された 基礎日額 円	適用月数 承認日 課税日	希望する 基礎日額 円
01	浦和 太郎	12,000	12 12 1 4 0 00											

別途一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を
上記のとおり総括して報告します。

令和 7 年 4 月 15 日 事業主氏名 うらわ建設
代表取締役 浦和 太郎

	予備欄1	予備欄2	予備欄3
1期			
2期			
3期			

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

作成者氏名 浦和 花子

④ 保険料・一般拠出金申告書内訳(手書用)

アルファベットと♣マークは「申告書内訳」と「申告書」のそれぞれに対応する欄を示します。

⑨+⑫の額を④欄の「常時使用労働者数」(雇用保険のみ成立している事業については、⑤欄の「被保険者数」)に基づき「15人以下」、「16人以上」の規模区分の該当する欄に記入してください。

令和6年度の年度更新時に概算保険料として申告していた額を記入してください。ただし、令和6年度の年度途中で増額修正又は減額修正をした場合についてはその修正後の概算保険料額を記入してください。

①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		⑱	
労働保険番号の枝番号	事業場の名称	業種	業種区分	被保険者数	労働者数	労働者区分	賃金総額	労働保険率	保険料	賃金総額	雇用保険率	一般保険料	確定保険料		賃金総額	一般拠出金	申告済概算保険料		労働保険	雇用保険	合計	令和6年度概算保険料		令和7年度概算保険料		賃金総額	一般拠出金	労働保険	雇用保険	合計					
													15人以下	16人以上			労働保険	雇用保険				労働保険	雇用保険												
001	株式会社	6401	01	7	7	両保	27,555	(%)	96,442	11,680	3.5	40,880	15.5		27,555	551	454,438	137,322	418,949	556,271	27,555	551	454,438	137,322	418,949	556,271	27,555	551	454,438	137,322	418,949	556,271			
002	南B社	9802	02	17	17	両保	20,862	(%)	62,586		3	62,586	15.5		18,079	280,224																			
003	南C社	4101	01	4	4	両保	11,418	(%)	68,508		6	37,956	15.5		11,418	176,979	283,443																		
004	南D社	9801	01	2	2	両保	1,018	(%)	3,054		3	3,693	15.5		1,018	15,779	22,526																		
005	株式会社	6116	16	2	2	両保	1,231	(%)	6,747		1	1,018	15.5		1,018	15,779	22,526																		
甲		A	1人~4人・両保険	4	4	両保		(%)			2		15.5																						
乙		A	5人~15人・両保険	4	4	両保		(%)			1		15.5																						
小計				27	27	両保		(%)			18		15.5																						
合計				32	32	両保		(%)			3		15.5																						

報奨金の算定資料となりますので次の区分により記入してください。
ただし、事務組合の母体団体の事業場及び新年度から新規委託の事業場は除きます。

一般労働者分と特別加入者分をそれぞれ計算し合算する。

委託年月日、その理由、委託前の労働者保険番号等を記入してください。

委託解除年月日、その理由、次の労働保険番号等を記入してください。

「申告書」に印書の「申告済概算保険料」と同額となっているか確認してください。

①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		⑱	
労働保険番号の枝番号	事業場の名称	業種	業種区分	被保険者数	労働者数	労働者区分	賃金総額	労働保険率	保険料	賃金総額	雇用保険率	一般保険料	確定保険料		賃金総額	一般拠出金	申告済概算保険料		労働保険	雇用保険	合計	令和6年度概算保険料		令和7年度概算保険料		賃金総額	一般拠出金	労働保険	雇用保険	合計					
													15人以下	16人以上			労働保険	雇用保険				労働保険	雇用保険												
05	労働保険事務組合 埼玉協議会			18	18	両保	5,632,401	(%)	6,108,696		32		15.5		9,525,024	2,216,073																			
98	労働保険事務組合 埼玉協議会			9	9	両保		(%)			3		15.5																						
小計				27	27	両保		(%)			18		15.5																						
合計				32	32	両保		(%)			3		15.5																						

(注) 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」(P20参照 提出済については⑫)を必ず添付してください。

申告書

口座振替納付事務組合は申告書と申告書内訳の1ページ目に口座のゴム印を押印してください。

口座

枚のうち 枚目

第1種特別加入者					
氏名	令和5年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和6年度からの給付基礎日額	適用月数
佐藤 太郎	14,000	1	1. 新規	16,000	
佐藤 三郎	12,000	2	2. 継続	14,000	
佐藤 花子	6,000	3	3. 変更	3,500	
		4	4. 脱退等		
熊谷 保	14,000	8	1. 新規	11/28 死亡	
熊谷 栄	8,000	3	2. 継続	14,000	
		3	3. 変更		
		3	4. 脱退等		
川口 一郎	10,000	3	1. 新規	1/20 中途加入	
川口 二郎	3,500	3	2. 継続	10,000	
		3	3. 変更	3,500	
		3	4. 脱退等		
大宮 近夫			1. 新規	10,000	12
大宮 正			2. 継続	3,500	12
			3. 変更		
			4. 脱退等		

脱退、新規加入の場合は適用月数を記入してください。

月割計算の場合は、その理由及び年月日を記入してください。

労働局用

府県	所管	管轄	基幹番号
1	1	3	× × 9 × × × × ×

労働局用

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一括有期事業を含む)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

提出用 令和7年6月11日

あて先 〒330-6016 さいたま市中央区新都心11番地2 フォント・アクセス・タワー15階

埼玉労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 3 2 7 0 1 ※修正項目番号 ※入力確定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 05 113 9416 92

② 増加年月日 (元号:令和19) ③ 事業廃止等年月日 (元号:令和19)

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数

確定区分 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

⑧ 保険料・拠出金算定基礎額 ⑨ 保険料・拠出金率 ⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)

労働保険料 (イ) 1000分の (イ) 1117441097

労災保険分 (ロ) 1000分の (ロ) 5632401

雇用保険分 (ハ) 1000分の (ハ) 6108696

一般拠出金 (ニ) 1000分の (ニ) 18183

⑪ 算定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額 ⑬ 保険料率 ⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)

労働保険料 (イ) 1000分の (イ) 11693659

労災保険分 (ロ) 1000分の (ロ) 5598798

雇用保険分 (ハ) 1000分の (ハ) 6094861

延納の申請 納付回数 3

⑮ 申告済概算保険料額 11,880,285

⑯ 増加概算保険料額

⑰ 先引額 ⑱ 還付額

⑲ 1 期 ⑳ 2 期 ㉑ 3 期

⑳ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 ㉒ 特種事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

⑳ 所在地 (イ) 所在地 (ロ) 名称

㉓ 事業又は作業の種類 別紙のとおり

㉔ 代表者の氏名 理事長 ○ ○ ○

(注意！)

充当額が発生した場合は、労働保険料額への充当に限らせていただきます(充当意思「1」)。

ただし、新年度の概算保険料額より充当額の方が大きく第1期から第3期までの概算保険料額全てに充当して、なお余りがある場合に限り、一般拠出金への充当を可能といたします(充当意思「3」)。

⑤ 保険料・一般拠出金申告書内訳(組機様式使用の場合)

- (1) 一元適用事業における一般保険料の算定について
- ・ 労災保険料と雇用保険料をそれぞれ個別に算定し両者を合算して労働保険料としているところであるが、徴収法第11条の趣旨に鑑み、一元適用事業であって、労災保険の保険関係に係る賃金総額と雇用保険の保険関係に係る賃金総額が同じものについては、一般労働者に係る賃金総額×一般保険料に係る保険料率(労災保険料+雇用保険率)により一般労働保険料額を算定する。
 - ・ 上記により算定した一般保険料額を労災保険料と雇用保険料にそれぞれ記載する。なお、0.5の端数が生じた場合は、便宜上「1円」を「一般労働者に係る労災保険料」に加算して記載する。(※総コン対応済み)
- (2) 一元適用事業における一般拠出金の算定について
- ・ 一般拠出金は一般労働者の賃金総額(特別加入者は除く)×一般拠出金率により算定する。

組機様式第10号													
労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号		令和6年度確定 令和7年度概算		保険料・一般拠出金申告書内訳			事務組合名	労働
1 1 3		×	×	×	9	×	×	×	×	×	×		
枝番号	事業場の名称 事業主の名称	常時使用 労働者 被保険者	確定保険料				概算保険料						
			労災保険		雇用保険		規模区分確定保険料		労災保険	雇用保険			
			一般賃金総額	一般保険料	賃金総額	一般保険料	甲	乙	丙	特別加入保険料	特別加入保険料	小計	合計
			特別加入基礎額	特別加入保険料			4人以下	5~15人	16人以上	申告済概算保険料			
			小計				過納額						
001	南A社	7人	千円 27,555	円 96,442	千円 15.5	円	甲	乙	丙	円 454,438	円 96,442	円 15.5	円 418,949
		6人	11,680	40,880				556,271	101,833		42,794		
			137,322		27,029	418,949					139,236		558,185
			1104-199901-1			64	01						
002	南B社	17人	20,862	62,586	15.5		甲	乙	丙	380,060			
		8人											
			62,586		18,079	280,224		342,810		37,250			
			1104-199902-1			98	02						
003	南C社	4人	11,418	68,508	15.5		甲	乙	丙	283,443	345,678	68,508	176,979
		2人	6,326	37,956							30,660		
			106,464		11,418	176,979				62,235		99,168	276,147
			1104-199903-1			41	01						
004	南D社	2人	1,018	3,054	15.5		甲	乙	丙	22,526		12,216	48,864
		2人	1,231	3,693								14,781	
			6,747		1,018	15,779						26,997	75,861
			1104-199904-1			98	01						
005	南E社	人					甲	乙	丙			136,500	189,000
												32,025	
												168,525	357,525
			1105-199905-1			61	16						
小計		30人	230,590				甲	乙	丙	1,180,176		313,666	833,792
		18人	82,529							305,969	124,359	120,260	
			313,119			891,931				342,810	99,485	433,926	1,267,718
			1104-199904-1			98	01						

(注) ①雇用保険料欄のAは一般の事業、Bは建設の事業以外の特掲事業、Cは建設の事業をあらわす。 ②特別加入者区分欄の1は継続、2は変更、3は脱退等、4は新規をあらわす。

合計		105人	4,811,151				甲	乙	丙	11,880,285		4,722,798	6,094,861
		98人	821,250							5,611,325	271,365	876,000	
			5,632,401			6,108,696				3,913,699	2,216,073	410,553	11,693,659
			1104-199904-1			98	01						
										11,741,097	-139,188	5,598,798	

(注) ①雇用保険料欄のAは一般の事業、Bは建設の事業以外の特掲事業、Cは建設の事業をあらわす。 ②特別加入者区分欄の1は継続、2は変更、3は脱退等、4は新規をあらわす。

組機様式第10号(続紙)													
労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号		令和6年度確定		保険料・一般拠出金申告書内訳			事務組合名	労働
1 1 3		×	×	×	9	×	×	×	×	×	×		
枝番号	事業場の名称 事業主の名称	賃金総額 (千円)	率 (1000分の)	一般拠出金額 (円)									
				労災	雇用								
001	(株) A社	27,555	0.02	551									
002	(株) B社 委託解除 R7.1.10	20,862	0.02	417									
【合計】													

申告書

事務組合 埼玉労働協会

第1種特別加入者

No.	氏名	基礎日額 (円)	区分	翌年度からの基礎日額 (円)
1	佐藤 太郎	14,000	2	16,000
2	佐藤 三郎	12,000	2	14,000
3	佐藤 花子	6,000	2	3,500

労働保険事務組合 埼玉協議会

理事長 埼玉 太郎

事務担当者 所沢 三郎

労働保険事務組合 埼玉協議会

理事長 埼玉 太郎

事務担当者 所沢 三郎

保険事務組合 埼玉協議会

貸金総額 (千円)	率 (1000分の)	一般拠出金額 (円)
		18,183

様式第9号 (第24条、第25条、第35条関係) (甲)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字種 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

提出用

令和7年6月11日

あて先 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番地2
ランド・アクセス・タワー15階

埼玉労働局 労働保険特別会計歳入徴収課

種別 3 2 7 0 1 修正項目番号 入力力徴収コード 口座

基礎日額 1 1 3 × × 9 × × × × × × - 0 0 0 0 管轄(2) 保険料区分 種類 税率区分
05 113 9416 92

① 増加年月日 (元号・令和は2) ② 事業年度止等年月日 (元号・令和は2) ③ 事業年度止等理由

④ 通常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 保険料額 ⑦ 全片保険理由コード

1 0 5 9 8

確定区分	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	11	1000分の	1 1 7 4 1 0 9 7
労働保険料	12	1000分の	5 6 3 2 4 0 1
雇用保険分	13	1000分の	6 1 0 8 6 9 6
雇用保険分	14	1000分の	1 8 1 8 3
一般拠出金	15	1000分の	1 8 1 8 3

算定区分	⑪ 保険料算定基礎額の見込額	⑫ 保険料率	⑬ 概算・増加概算保険料額 (⑪×⑫)
労働保険料	20	1000分の	1 1 6 9 3 6 5 9
労働保険料	21	1000分の	5 5 9 8 7 9 8
雇用保険分	22	1000分の	6 0 9 4 8 6 1

⑭ 申告済概算保険料額 11,880,285

⑮ 増加概算保険料額

⑯ 延納の申請 納付回数 3

⑰ 申告済概算保険料額

⑱ 延納の申請 納付回数

⑲ 延納の申請 納付回数

⑳ 延納の申請 納付回数

全期	⑳ 全期	㉑ 全期	㉒ 全期	㉓ 全期	㉔ 全期	㉕ 全期
①労働保険料	②労働保険料	③労働保険料	④労働保険料	⑤労働保険料	⑥労働保険料	⑦労働保険料
3,897,887	139,188	3,758,699	18,183	3,776,882		

加入している労働保険	(イ) 労働保険	(ロ) 雇用保険	(イ) 該当する	(ロ) 該当しない

事業又は作業の種類 別紙のとおり

業種 労働保険事務組合〇〇商店街振興組合

主 理事長 〇〇 〇〇

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
(労働保険事務組合用)

令和 6 年度分

1枚のうち 1枚目

労働保険 番号	府 県		所 掌		管 轄		基 幹 番 号					
	1	1	1	*	*	*	*	*	*	*	*	
枝 番号	特別加入者 氏 名		給 付 基 礎 日 額		当該保険料算定期間に おける特別加入期間		特 例 に よる 理 由		加 入 月 数	1月分の保険 料算定基礎額	特例による保険 料算定基礎額	
003	熊谷 保		円 14,000		○年4月1日 ~ ○年11月28日		① 加入 ② 脱退、自動消滅等		8	円 425,834	円 3,406,672	
	計1名		円		年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
			円		年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
004	川口 一郎		円 10,000		○年1月20日 ~ ○年3月31日		① 加入 ② 脱退、自動消滅等		3	円 304,167	円 912,501	
004	川口 二郎		円 3,500		○年 1月 20日 ~ ○年 3月 31日		① 加入 ② 脱退、自動消滅等		3	円 106,459	円 319,377	
	計2名		円		年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円 1,231,878	
			円		年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
			円		年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
			円		年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
			円		年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
計	人		円		年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	

上記のとおり報告します。

令和 7年 7月 7日

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

(郵便番号 330 - 6016)
電話 (048)-(600)
6203 番

労働保険
の
事務組合

所在地 さいたま市中央区新都心11-2

名称 労働保険事務組合 埼玉協議会

代表者氏名 理事長 埼玉 太郎

4. 年度更新の手続

(1) 申告・納付期限

7月10日

※ 申告・納付期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときは、その翌日が納期限となります。

もし、申告・納付期限をすぎると……

- 労働保険事務組合に対する報奨金が交付されません。
- 追徴金及び延滞金を徴収されることがあります。

<延納する場合の納付期限>

	納付期限	口座振替日
1期	7月10日	9月8日
2期	11月14日	11月14日
3期	2月16日	2月16日

※ 納期限及び口座振替日が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が納期限及び振替日となります。

(2) 申告書内訳（電子）について

- ※ 申告書内訳等を電子媒体（CD 又は DVD）で提出する場合でも、紙媒体での提出は必要になります。
- ※ 電子媒体の提出期限も申告・納付期限と同様です。
- ※ 厚生労働省が指定した、データ形式で作成してください。

令和7年度以降の年度更新においては、「申告書内訳情報（新データ形式）」の CSV 形式のみ提出可能となりますのでご注意ください。

- ※ 詳細は厚生労働省作成「労働保険 年度更新 申告書の書き方」及び厚生労働省HPをご確認ください（以下抜粋です）。
 - ・ DVD・CDはウイルス対策ソフト等で事前にウイルスチェックを行ってください。
 - ・ 申告書内訳（電子）のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳（紙）と同じ内容です。
ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳（組様式第6号（乙））及び第3種特別加入保険料申告内訳（海特様式第1号）に係る内容は含みません。
- ・ DVD、CDのラベルには、①～⑤について記載してください。
 - ① 事務組合の名称
 - ② 労働保険番号…全ての労働保険番号を記載（枝番号は不要）別紙も提出可。
 - ③ 「令和〇年度申告書内訳」の記載
 - ④ 作成日付
 - ⑤ 口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載



事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化促進を図ることを目的として、事務組合が「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容が保存された電子媒体を提出した場合には報奨金（電子化分）の対象となります。

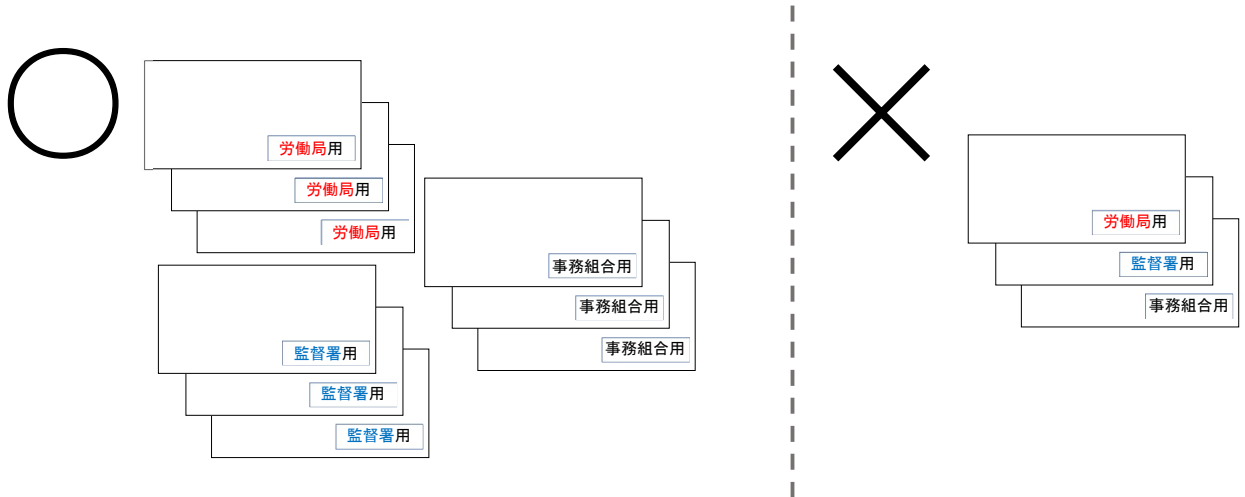
(3) 申告書等提出先及び主な提出方法

○ 申告書提出先: 埼玉労働局総務部労働保険徴収課

提出書類	基幹番号末尾							
	0 (1)	2 (3)	4	5	6 (7)	8		
						(一人親方)	(海外派遣)	
【様式第6号(甲)】 労働保険概算・確定保険料等申告書 (2枚複写)	○	○	○	○	○	○	○	○
[1枚目の提出用を提出、2枚目の事業主控は事務組合用] ※ 年度更新で必ず提出。資金集計表及び資金等の報告は提出不要								
※システム使用事務組合 出力 【組機様式第9号】 労働保険事務組合保険料等 申告書内訳総括表(3枚)	△	△	△	△	△			
[労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用] ※ 基幹番号末尾2(3)については監督署用は不要								
※システム使用事務組合 出力 【組機様式第10号】 及び【続紙】 保険料・一般拠出金申告書内訳(3枚)	○	○	○	○	○			
[労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用] ※ 基幹番号末尾2(3)については監督署用は不要								
※システム未使用事務組合 【様式第6号(甲)】 保険料・一般拠出金申告書内訳 (3枚複写)	○	○	○	○	○			
[労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用] ※ 基幹番号末尾2(3)については監督署用は不要								
【別紙様式第2号】 特別加入保険料算定基礎額特例 計算対象者内訳(2枚複写又は2枚)	○		○	○	○	○	○	○
[1枚目を提出、2枚目は事務組合用] ※ 年度更新以前に提出したのものについてはコピーを提出								
※システム使用事務組合 出力 【組機様式第8号】 労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎資金等の報告 (3枚)				○				
[労働局用のみ提出(監督署控は不要)。事務組合控・事業主控は事務組合用] ※ 控えは事務組合控か事業主控のどちらかだけでも可								
※システム未使用事務組合 【別添様式】 労働保険等 ○年度一括有期事業 総括表(建設の事業)(2枚複写)				○				
[労働局用のみ提出(監督署控は不要)。事務組合控・事業主控は事務組合用] ※ 控えは事務組合控か事業主控のどちらかだけでも可								
【様式第7号(第34条関係)(甲)】 労働保険一括有期事業報告書 (建設の事業)(2枚複写)				○				
[提出用(旧様式の場合、正)のみ提出、事業主控は事務組合用]								
【様式第7号(第34条関係)(乙)】 労働保険一括有期事業報告書 (立木の伐採の事業)(2枚複写)			○					
[提出用(旧様式の場合、正)のみ提出、事業主控は事務組合用]								
【組様式第6号(乙)】 保険料申告書内訳(第2種特別加入 保険料)(3枚複写)							○	
[労働局用・監督署用を提出 事務組合控は事務組合用]								
【海特様式第1号】 第3種特別加入保険料申告内訳 【海特様式第2号】 名簿 (それぞれ3枚複写)								○
[1, 2枚目を提出、 3枚目は事務組合用]								

提出時の注意事項

- 申告書内訳及び一般拠出金内訳などの各種様式については、申告書の労働保険番号別に分け、さらに各様式ともそれぞれの提出先（『労働局用』、『監督署用』、『事務組合控』）ごとに、束ねて提出してください。



(4) 納付先及び納付方法

- 納付先: 日本銀行(代理店を含む)、郵便局又は埼玉労働局

日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む)又は郵便局に納付する場合は、納付書の部分を申告書から切り離し、納付書のみを金融機関に提出してください。

口座振替の注意事項

- 口座振替納付制度利用事務組合については、口座振替日前に事前通知が送付されるので、振替額及び振替口座の残高を確認してください。また、口座振替後には、結果のお知らせが送付されます。
- メリット事業を委託解除した場合など、年度更新で確定のみの申告で労働保険番号が廃止になる分については、その労働保険番号については口座振替が行われませんので、手納付してください。

(5) メリット制適用事業場の年度更新

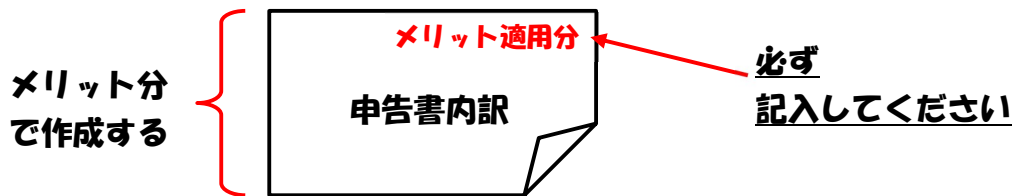
メリット制とは、一定規模以上の事業について災害率の高低に応じて労災保険料率から非業務災害率を減じた率を最大 40%の範囲内で増減させる制度です(立木の伐採事業については 35%)。メリット制適用事業場の年度更新については、いくつか注意点があります。

1. 申告書内訳の注意点 (事務組合で作成)

メリット制適用事業については、基幹番号全体の申告書内訳とは別個に申告書内訳を作成する必要があります。その際、以下の点に注意して作成してください。

- 「申告書内訳」及び「一般拠出金内訳」は一般事業場とは分けて、メリット事業場のみの内訳にまとめて記入し、上部余白に『**メリット適用分**』と朱書してください。

※ メリット適用分の内訳については、合計欄の記入は必要ありません。



2. 申告書の注意点 (国から送付されるものを記入)

メリット制適用事業については、基幹番号本体の申告書 (枝 000) とは別個に申告書が作成されます。メリット料率は年度単位で適用し、申告書の作成パターンは以下の 4 つがあります。

【例】基幹番号999990における枝003の事業場に係るメリット制適用

(基準料率…本来の労災保険料率)

	R6 年度更新(前年度)		R7 年度更新(今年度)		国から送付されるもの	枝003の申告方法
	R5確定	R6概算	R6確定	R7概算		
継続 メリット	メリット料率	メリット料率	メリット料率	メリット料率	・ 申告書2枚 (枝000・枝003) ・ 「労災保険料率決定通知書」	確定・概算を枝003の申告書で申告
	基準料率	メリット料率	メリット料率	メリット料率		
新規 メリット	基準料率	基準料率	基準料率	メリット料率	・ 申告書2枚 (枝000・枝003) ・ 「労災保険料率決定通知書」	確定・概算を枝003の申告書で申告 (枝000の申告書のR6申告済概算には枝003分のR6申告済概算が除かれて印字される)
今年度 メリット落ち	メリット料率	メリット料率	メリット料率	基準料率	・ 申告書2枚 (枝000・枝003)	確定・概算を枝003の申告書で申告
	基準料率	メリット料率	メリット料率	基準料率		
前年度 メリット落ち	メリット料率	基準料率	基準料率	基準料率	・ 申告書1枚 (枝000)	枝000の申告書に含めて申告 (枝000の申告書のR6申告済概算には枝003分のR6申告済概算が含まれて印字される)

※ メリット制適用事業場が複数ある場合は、その数だけ申告書を作成することになります。

3. 新年度4月1日以降にメリット事業場の委託を受けた場合

申告の際は、委託前の労働保険番号で通知された『労災保険率決定通知書』の写しを添付していただいた上で、以下のとおり申告してください。

- (口座振替制度**未利用**事務組合) メリット事業場ごとに「申告書」を作成してください。
- (口座振替制度**利用**事務組合) 当該メリット事業場分の「申告書」を本体(枝番号-000)と別に作成しても、その分の新年度第1期概算保険料の納付は口座振替の対象外となりますので、単体で「申告書」を作成せずに、**本体(枝番号-000)の「申告書」**に含めて申告してください。

4. 一括有期事業総括表の作成における注意点

メリット事業場における一括有期事業総括表の保険料率は「メリット料率」欄を使用しますが、以下に注意してください。

- ① 年更申告書と一緒に送付される「労災保険率決定通知書（以下、「通知書」という。）」は、令和7年度概算における通知となります。
- ② 令和6年度確定にあたっては、昨年送付した「通知書」又は3月に埼玉労働局から送付している事務連絡「委託事業場のメリット制の適用について」の増減率により作成してください。
※ 今回送付される「通知書」は、令和7年度確定保険料の算定に使用しますので、令和8年度の年度更新まで保管しておいてください。
- ③ 「通知書」の「業種番号」は、主たる事業の番号を記入していますので、他の種類の事業がある場合には下表の事業の種類別に、同じ増減率欄に記載のそれぞれの労災保険率を適用してください。

(例) メリット増減率が増10%の事業の場合は下表を縦に見ていただき

業種番号33（舗装工事業）は9.84

業種番号35（建築事業）は10.39

業種番号37（その他の建設事業）は16.44

の率を用いることとなります。

業種 番号	年度 増減率 事業の種類	令和6年度確定保険料率（一括有期事業）																
		-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5	基準率	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40
31	水力発電施設 ずい道等 新設事業	「水力発電・ずい道等新設事業」のメリット料率については、同封の「年度更新申告書の書き方」をご覧ください。か、 埼玉労働局労働保険徴収課(048-600-6203)まで直接お問い合わせ下さい。																
32	道路新設事業	6.840	7.360	7.880	8.400	8.920	9.440	9.960	10.480	11	11.520	12.040	12.560	13.080	13.600	14.120	14.640	15.160
33	舗装工事業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
34	鉄道又は 軌道新設事業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
35	建設事業	5.940	6.385	6.830	7.275	7.720	8.165	8.610	9.055	9.5	9.945	10.390	10.835	11.280	11.725	12.170	12.615	13.060
36	機械装置の組立て 又は 据付けの事業	3.840	4.110	4.380	4.650	4.920	5.190	5.460	5.730	6	6.270	6.540	6.810	7.080	7.350	7.620	7.890	8.160
37	その他の 建設事業	9.240	9.960	10.680	11.400	12.120	12.840	13.560	14.280	15	15.720	16.440	17.160	17.880	18.600	19.320	20.040	20.760
38	既設建築物 設備工事業	7.440	8.010	8.580	9.150	9.720	10.290	10.860	11.430	12	12.570	13.140	13.710	14.280	14.850	15.420	15.990	16.560

(注) この表の保険率には、通勤災害に係る率1000分の0.6が含まれています。

5. 納付書記入上の留意点

- 申告書に付いている納付書の金額を書き誤った場合は、種別『30840』の納付書に書き換えて納付してください。
- 滞納保険料等の納付については、特に下記に留意のうえ作成し、保険料等の交付があり次第ただちに納付してください。
- 延滞金、追徴金の納付には種別『30820』の納付書を使用してください。

領収済通知書

(労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥0123456789

取扱行名 埼玉労働局 ※取扱行番号 00075316

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 令和07年度

労働保険番号 11304936990-00

納付の目的
1. 令和07年度概算1期
2. 令和07年度確定
3. 令和07年度確定

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

納付額 (合計額) ¥89504

あて先 埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官

所在地及び名称は ゴム印でも可。

枝番号の記入はメリット事業場のみとし、その他は空欄としてください。

延滞金の納付の場合 は「5」を記入

金額の訂正はできません。また、金額の前の記号の横線は一本⇒ ¥

領収済通知書

(労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥0123456789

取扱行名 埼玉労働局 ※取扱行番号 00075316

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 令和07年度

労働保険番号 11304936990-00

納付の目的
1. 令和07年度概算1期
2. 令和07年度確定
3. 令和07年度確定

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

納付額 (合計額) ¥900

あて先 埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官

所在地及び名称は ゴム印でも可。

納付の目的 (年度、期別、概算、確定等の区分) を正確に記入してください。

金額の訂正はできません。また、金額の前の記号の横線は一本⇒ ¥

6. 労働保険料等を滞納した場合の事務処理

(1) 滞納が発生した場合の対応

委託事業主が保険料・拠出金を納付することができなかった場合、まずは以下3つの対応が必要になります。

- ① 金融機関に連絡し口座振替納付を止める(口座振替を利用している場合のみ)
- ② 滞納保険料を除いた保険料額を口座振替期日までに手納付する
- ③ **労働保険料等滞納事業場報告書(※)**を提出する(※埼玉労働局 HP に様式を掲載しています。)

次に、滞納事業場の事業主に対し納付督促を行います。納入がありましたら労働保険料等納入事業場報告書を提出してください。

- ④ 納付の督促を行う
- ⑤ 納付があったときは**労働保険料等納入事業場報告書(※)**を提出する

① 金融機関に連絡し口座振替納付を止める(口座振替を利用している場合のみ)

取引先金融機関に連絡し、口座振替による納付を停止してください。振替停止の手続方法やどの基幹番号分が停止対象となるかについては、金融機関によって取り扱いが異なりますので金融機関にご確認ください。

なお、口座振替を利用していない事務組合は①の対応は不要です。

② 滞納保険料を除いた保険料額を口座振替期日までに手納付する

滞納分を除いた保険料額について、手書きで納付書を作成してください。納付は口座振替の納付期限までをお願いします。

③ 労働保険料等滞納事業場報告書を提出する (P26 をご参照ください)

当報告書の提出は**法定納期限経過後 15 日以内**となっております。提出がない場合は事務組合に対して督促状を発行し、場合によっては事務組合の口座差押などの強制処分を行うことがありますので、必ず提出してください。

④ 納付の督促を行う

滞納発生後も納入しない事業主には定期的に連絡し、納入督促をしてください。**督促を行った場合は、その記録(P27「(記入例)」参照)を必ず残すようにしてください。**

その後の滞納整理に役立つため、督促記録の提出にご協力いただく場合がありますので、具体的に記録していただくようお願いします。

⑤ 納付があったときは労働保険料等納入事業場報告書を提出する (P27 をご参照ください)

当該報告書の提出がない場合、国へ納付いただいた保険料がどの委託事業主の滞納保険料等であるかが不明となり収納処理ができませんので、提出もれのないようお願いします。

なお、翌月 10 日までの提出となっておりますが、**期日を待たず早めに報告をお願いします。**

(2) 労働保険料等滞納事業場の報告

労働保険料等を納期限までに集金できなかった委託事業場があるときは「労働保険料等滞納事業場報告書」を作成し、速やかに報告してください。

組様式第9号

労働保険料等滞納事業場報告書

各期の納付期限の日付を記入。
 1期：7月10日
 2期：11月14日
 3期：2月16日
 ※納付期限が土曜日の場合はその翌々日、日曜の場合はその翌日が納付期限となる。

種別 31850

提出年月日 9-□*-□7-10

埼玉県 労働局長 殿

※労働保険番号 113XX9XXXX

報告年月日 9-□*-□7-10

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。(枚のうち | 枚目)

電話 (048)-(XXX)XXXX 番	〒000-0000
所在地 さいたま市中央区 0000	
名称 労働保険事務組合 000	
代表者氏名 会長 0000	

枝番号	納付すべき保険料等	納入額	滞納額	納付状況
枝番号1 014 徴定年度1 9-□*-□62 電話 (048)-(XXX)XXXX 番 事業場名 (株)△△工業	31821	20000	11821	月/日 保険料等 滞納額 / / /
枝番号2 014 徴定年度2 9-□*-□21 電話 (048)-(XXX)XXXX 番 事業場名 (株)△△工業	98765	0	98765	月/日 保険料等 滞納額 / / /
枝番号3 014 徴定年度3 9-□*-□72 電話 (048)-(XXX)XXXX 番 事業場名 (株)△△工業	200	0	200	月/日 保険料等 滞納額 / / /
枝番号4 □□□	入額4	納入額4	滞納額4	月/日 保険料等 滞納額 / / /
合計	130786	20000	110786	

1-徴定区分
 21. 全期または1期
 22. 2期
 23. 3期
 61. 事業廃止(保険料)
 62. 前年度(保険料)
 63. 前々年度(保険料)
 71. 事業廃止(拠出金)
 72. 前年度(拠出金)
 73. 前々年度(拠出金)

滞納事業場の「枝番号」、「徴定年度」、「徴定区分」を記入。
 <例：徴定年度-徴定区分>
 7年度概算1期：07-21
 6年度確定不足：07-62
 7年度拠出金：07-72

徴定区分は右下にある凡例を参考にしてください

合計を記入。

滞納事業場納入督促事跡

事務組合 名称	○×労働保険事務組合
滞納事業場 労働保険番号	11—3—01—999990—999
滞納事業場 名称	△□海運 株式会社

滞納保険料等 内訳							
年度	前年度 確定不足	全期 (1期)	2期	3期	延滞金(保)	一般拠出金	延滞金(拠)
平・令 X 年度	¥50,000	¥100,000				¥500	
平・令 年度							
平・令 年度							
平・令 年度							

日付	事組 担当者	事業場 対応者	対応方法	内容
RX.7.17	労働 太郎		郵送(電話)訪問・呼出	納付期限RX.7.10を過ぎても納付がないため、事業場へ電話。不在のため、留守番電話へ納付するように督促のメッセージを残す。
RX.7.20	労働 太郎	徴収 花子	郵送(電話)訪問・呼出	代表取締役 徴収花子 様より電話。資金繰りが厳しく、現金、預金が不足しているとのこと。取引先から直近の入金がRX.8.10の予定なのでそこまで待つほしいとのこと。
RX.7.21	労働 太郎		郵送(電話)訪問・呼出	労働局へ当事業場分の第一期滞納事業場報告を郵送提出。
RX.8.16	労働 太郎		郵送(電話)訪問・呼出	RX.8.3の電話連絡以降、連絡および入金なし。電話するも不在。留守番電話に督促のメッセージを残す。また納付するよう督促の文書を送付。

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

労働保険事務組合

労働保険料等納入催告の依頼について

令和 年 月 日現在、下記事業場の保険料等が、納入期限を経過しても未納となっていますので、納入催告書の交付を依頼します。

記

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	
枝番号	事業所名称 及び 所在地		未納保険料等内訳		備考 未納理由
			年度確定不足		
			年度概算 期		
			年度一般拠出金		
			合 計		
			年度確定不足		
			年度概算 期		
			年度一般拠出金		
			合 計		

第 号
令和 年 月 日

殿

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官

公
印

労働保険料等の納入催告について

令和 年 月 日現在、未納となっている下記労働保険料等を、至急、あなたが事務委託している「〇〇〇〇労働保険事務組合」へ納付されるよう催告いたします。

なお、労働保険料等を完納しないときは、財産差押えの処分を行うこととなる場合もありますのでご注意ください。

記

**納入催告書には委託手数料等の記載
はできませんのでご注意ください。**

- 注意 1 ・労働保険料等を指定期限までに完納しないときは、納期期限の翌日から納入の日の前日までの間について保険料等の額につき法に定める割合で計算した額の延滞金の金額をあわせて納入していただきます。
- 2 ・本状到達後、早急に納付できない事情のある場合は、必ず委託先労働保険事務組合へ相談してください。

7. 増減訂正・概算修正について

- 概算に係る訂正

増額訂正：新規委託の事業場の概算を新たに立てる場合

減額訂正：申告済みの事業場が委託解除した場合

(概算保険料が増額になる場合を含む)

概算修正：申告済みの事業場の概算額を変更する場合

(概算保険料額が当初の2倍を上回る場合又は2分の1を下回る場合)

- 提出（持参又は郵送）期間等

<増額訂正・概算修正（増額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月1日（月）～9月19日（金）</u>	2期及び3期分の納付書又は口座振替に反映される。
3期	<u>12月1日（月）～12月19日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

<減額訂正・概算修正（減額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月1日（月）～9月19日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替から反映され、それを上回る額が2期分に反映される。
3期	<u>12月1日（月）～12月19日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

※ 上記提出期間外の申告は受付できません。提出期間外に届いた書類は受理せず、そのまま返却いたします。

※ 減額訂正を行う場合、一般拠出金を併せて申告納付する必要はありません。一般拠出金の算定を行い、委託事業場から徴収した上で翌年度の年度更新時に納付して頂きます。

ただし、メリット事業場については申告書による確定精算となるため、一般拠出金の納付が必要となります。

※ 減額訂正については、必ずしも上記摘要の処理にならない場合があります。

※ 同じ期に同一の基幹番号で増額訂正と減額訂正がある場合、申告書内訳は各々分けて作成し、申告書はまとめて作成して下さい。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

口座

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入してください。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

下記のとおり申告します。

提出用

種別 3 2 7 0 0

※修正項目番号

※入力徴定コード

増額訂正・概算(増額)修正

口座振替利用の場合

①労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
113XXXX9XXXXXX-000					

※各種区分	管轄(2)	保険関係等	業	業分類

あて先 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番地2

訂正申告の種類を記入する
減額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等年月日(元号)

④常時使用する労働者数 ⑤雇用保険被保険者数

※保険関係 ※片保険理由コード

埼玉労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料算定内訳	⑦区分	算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
	労働保険料(労災+雇用)	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑩確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
	労災保険分		
	雇用保険分		
一般拠出金(注1)			

(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主が一般拠出金は延納できま

増減訂正・概算修正の額を加味した概算保険料を記入する

概算・増加概算保険料算定内訳	⑪区分	算定期間 月 日 まで	
	労働保険料(労災+雇用)	⑫保険料算定基礎額の見	⑬増加概算保険料額 (⑫×⑬)
	労災保険分		
	雇用保険分		

提出時点の基幹番号全体の申告済概算保険料額(当該増額を含めない)を記入する

⑭事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑮事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑱申告済概算保険料額	⑲申告済概算保険料額	11,606,656 円
⑳差引額	㉑増加概算保険料額 (⑱の(イ)-⑲)	71,427 円
㉒不足額	㉓法人番号	

納付額	㉔第1期又は第2期	この例は、2期で提出した場合	㉕不足額(㉒の(ハ))	㉖今期労働保険料((㉑)+(㉒)又は(㉑)+(㉖))
	第2期	(イ)概算保険料額(㉑の(イ)+(㉒))	円	円
	第3期	(イ)概算保険料額(㉑の(イ)+(㉒))	円	円

㉗事業又は作業の種類	㉘減額訂正、概算修正の額を合算した額	円
㉙郵便番号	㉚事業関係成立年月日	H20.5.1
㉛電話番号	㉜事業廃止等理由	

㉝加入している労働保険	㉞事業主	さいたま市中央区新都心11-2 埼玉協議会労働保険事務組合 理事長 埼玉 太郎
㉟当該増減訂正前の、基幹番号全体の期別納付額を記入する	㊱当該増減訂正による、各期の基幹番号全体の差額を記入する	㊲当該増減訂正後の、基幹番号全体の期別納付額を記入する

〈減額訂正・概算修正（減額）の申告の記入例〉

組機様式第10号

労働保険番号		府県	市町村	管轄	基礎番号	令和 年度 確定	保険料・一般拠出金申告書内訳				事務組合名		労働保険 事務組合		埼玉労働協会		頁	
1113		×	×	×	9	×	【減額訂正・概算修正（減額）】											
枝番号	事業場の名称	事業主の名称	常時雇用労働者	確定保険料				概算保険料			第1種特別加入者							
				労災保険	雇用保険	規模区分確定保険料	申請済概算保険料	労災保険	雇用保険	No.	氏名	基礎日額	区分	翌年度からの基礎日額				
労働保険事業所番号		業種番号		一般賃金総額	一般保険料	特別加入基礎額	特別加入保険料	賃金総額	一般保険料	甲	乙	丙	1期	2期	3期			
201	(株)D社 ○月○日 事業廃止			千円	円	千円	千円	千円	千円	甲	乙	丙	1期	2期	3期	減額金額は3期分の保険料から減額し、さらに3期分の保険料を上回る減額金額は2期から減額する。		
				40,000	120,000													
				532	1,596													
				40,532	121,596	20,000	310,000											
206	(株)E社 ○月○日 事業廃止			25,000	75,000					甲	乙	丙	1期	2期	3期	1期分保険料の滞納がない事業場で、減額金額が3期分+2期分の保険料を上回る場合は、その残額を2期分からさらに減額する。		
				425	1,275													
				25,425	76,275	25,000	387,500											
210	(株)F社 ○月○日 個別移行			18,750	56,250					甲	乙	丙	1期	2期	3期	1期分保険料を滞納している事業場で減額金額が3期分+2期分の保険料を上回る場合は、その残額を1期分滞納額から減額する。		
				425	1,275													
				19,175	57,525	18,750	290,625											
	(株)G社 (修正前)															減額訂正		
																労働者が大幅に減少したため		
	(株)G社 (修正後)															概算修正 (減額)		
																1期分保険料の滞納がない事業場で、減額金額が3期分+2期分の保険料を上回る場合、その残額を2期分からさらに減額する。		
																修正後概算保険料額 - 修正前概算保険料額		
																2期 △60,500 3期 △55,000 △115,500		
																事業場の期別ごとの減額の合計 = 期別納付額の減額分		
																1期 △64,350 合計 △2,584,479 2期 △1,227,629 3期 △1,292,500		

P.32の説明のとおり、一般拠出金額の算定をして委託事業場から徴収しておきますが、納付は翌年度の年度更新時であり、上記「組機様式第10号(続紙)」は提出の必要はありません。
 メリット事業場については確定精算となるため、上記「組機様式第10号(続紙)」の提出および一般拠出金の納付が必要となります。

組機様式第10号

枝番号	事業場の名称	事業主の名称	賃金総額 (千円)	率	一般拠出金額 (円)
201	(株)D社		40,000	0.02	800
202	(株)E社		25,000	0.02	500
203	(株)F社		18,750	0.02	375
(合計)					1,675

メリット適用分

枝番号	事業場の名称	事業主の名称	賃金総額 (千円)	率	一般拠出金額 (円)

- ・ 減額訂正及び概算修正（減額）は同一の内訳書に記入してください。
- ・ メリット事業場を除き一般拠出金の申告は必要ありません。（末尾2・3・8以外）
- ・ 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を併せて添付してください。
- ・ 同じ基幹番号で増額訂正がある場合、申告書内訳は各々分け、申告書は一つにまとめて作成してください。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

口座

提出用

口座振替利用の場合

訂正申告の種類を記入する
増額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

訂正申告の種類を記入する
増額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

あて先 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番地2

埼玉労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 確定区分

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料 (労災+雇用)	千円	1000分の	円
労災保険分	千円	1000分の	円
雇用保険分	千円	1000分の	円
一般拠出金 (注1)	千円	1000分の	円

⑪ 概算・増加概算区分

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見	⑬ 増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料 (労災+雇用)	千円	円
労災保険分	千円	円
雇用保険分	千円	円

増減額訂正・概算修正の額を加味した概算保険料を記入する

提出時点の基幹番号全体の申告済概算保険料額 (当該減額を含めない) を記入する

⑭ 申告済概算保険料額

⑮ 申告済概算保険料額 11,890,272 円

⑯ 増加概算保険料額 (⑬の(イ)-⑭) $\Delta 2,584,479$ 円

この例は、2期で提出した場合

増減額訂正、概算修正の額を合算した額

期別	⑰ 第1期又は第2期 (⑬の(イ)+⑭)	⑱ 第2期 (⑬の(イ)-⑭)	⑲ 第3期 (⑬の(イ)+⑭)
第1期	3,963,424 円	$\Delta 64,350$ 円	3,899,074 円
第2期	3,963,424 円	$\Delta 1,227,629$ 円	2,735,795 円
第3期	3,963,424 円	$\Delta 1,292,500$ 円	2,670,924 円

⑳ 加入して労働保険料を納付する

当該増減額訂正前の、基幹番号全体の期別納付額を記入する

当該増減額訂正による、各期の基幹番号全体の差額を記入する

当該増減額訂正後の、基幹番号全体の期別納付額を記入する

⑳ 事業又は作業の種類

次年度の年度更新時に納付するため、記載する必要なし

㉑ 加入して労働保険料を納付する

さいたま市中央区新都心11-2

埼玉協議会労働保険事務組合

理事長 埼玉 太郎

※ 一人親方（末尾8）の場合

増額訂正

- ① 2期で増額訂正する場合（年度途中の加入）
増額となる合計額を2分割し、2期と3期に上乘せする（端数は2期に充てる）。
- ② 3期で増額訂正する場合
増額となる合計額すべてを3期に上乘せする。

減額訂正（年度途中の脱退）

- ① 2期で減額訂正する場合
減額となる合計額を全て2期でマイナスする（なお、マイナスする額が2期の納付額を超える場合は、超えた金額を3期からマイナスする）。
- ② 3期で増額訂正する場合
減額となる合計額を全て3期でマイナスする。

（例）2期で増減訂正する場合

組様式第6号（乙）										
○年度確定 △年度概算 保険料申告書内訳										枚のうち 枚目
（第2種特別加入保険料）										
				労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号		
				1	1	1	*	*	*	*
①	②	③	④	令和 △年度確定保険料			令和 △年度概算保険料			
労働 保険 番号 の 枝 番 号	事業(団体)の名称	業種	特別加 入者数	⑤ 保険料算定 基礎額総計	⑥ 令和 3年度 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑦ 第2種特別 加入保険料 (⑤×⑥)	⑧ 保険料算定 基礎額総計	⑨ 令和 年度 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑩ 第2種特別 加入保険料 (⑧×⑨)	
			人	千円		円	千円		円	円
1	労働太郎	特2	5,000	608	18	10,944				
25	埼玉健太郎	特2	10,000			差額	2,433	18	43,794	
<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> ※(2期で訂正の場合) 末尾8にかかる増額訂正の場合は、2期と3期に分けるが、減額訂正の場合は、全て2期からマイナスする。 </div>				減額訂正分 $2期 10,944 - 32,850 = \Delta 21,906$			増額訂正分 2期 5,472 3期 5,472			
各期の納付額(増減) 2期 $5,472 - 21,906 = \Delta 16,434$ 3期 5,472				脱退に伴う 確定額		年度更新で 申告した額				

※ 提出にあたっては、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）」（P20参照）も提出してください。

8. 確定修正について

○確定に係る訂正

確定修正：申告済みの確定保険料を修正する場合（2会計年度まで）

※ 還付が生じる場合及び失業事故による遡及適用（取得日の変更を含む）については
算定基礎調査を行います。このような事案が発生した場合は、**事前に**埼玉労働局
労働保険徴収課事務組合係まで**連絡してください。**

○提出書類等（持参又は郵送）

- ・ 保険料等申告書 ・ 保険料申告書内訳 ・ 一般拠出金申告書内訳（労災保険の一般賃金総額が修正になる場合）

※訂正前の「賃金等の報告」（写）と訂正後の「賃金等の報告」（写）を添付して下さい。

※随時受付いたしますが、処理に時間がかかることがありますのでご了承下さい。

※差額分の保険料、一般拠出金については、**埼玉労働局から送付される納付書で納付して下さい。**

〈確定修正申告の記入例〉

- ・ 年度更新で既に確定申告している事業場の確定額を変更する場合には行います。
- ・ 労災保険の一般賃金総額が修正になる場合は、一般拠出金についても確定修正が必要になります。

組織様式第10号			令和6年度 確定 年度 概算		保険料・一般拠出金申告書内訳										□ 座			
労働保険番号			令和6年度 確定 年度 概算		【確定修正（保険料）】										訂正申告の種類を記入する	事務組合名	〇〇〇〇〇労働保険事務組合	
枝番号	事業場の名称	事業主の名称	雇用保険事業所番号	業種番号	確定保険料					概算保険料					第1種特別加入者			
					労働者	労災保険	雇用保険	規模区分確定保険料	甲	乙	丙	丁	合計	氏名	基礎日額	区分		
004	㈱H社	0000-000000-0	02	02	2	1,018	3,054	18,833	28,120	23,560	9,287							
004	㈱H社	0000-000000-0	02	02	2	1,520	4,560											

※ 賃金の集計額、賞与の算入漏れ、控除後の額で算定 etc. の場合は「訂正」を記入する。

※ 理由を記入する。

※ 正・誤の差引額を記入する。

組織様式第10号（続紙）			令和6年度 確定 年度 概算		保険料・一般拠出金申告書内訳										□ 座			
労働保険番号			令和6年度 確定 年度 概算		【確定修正（一般拠出金）】										事務組合名	〇〇〇〇〇労働保険事務組合		
枝番号	事業場の名称	事業主の名称	雇用保険事業所番号	業種番号	賃金総額		一般拠出金額											
					(千円)	率 (1000分の)	(円)	(円)										
004	㈱H社	0000-000000-0	02	02	1,018	0.02	20											
004	㈱H社	0000-000000-0	02	02	1,520	0.02	30											

※ 賃金の集計額、賞与の算入漏れ、控除後の額で算定 etc. の場合は「訂正」を記入する。

※ 労災保険に係る一般賃金総額が修正になる場合は、一般拠出金についても確定修正が必要になります。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

口座

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3月記入に当たっての注意事項をよく読んでから記入してください。OCR読への記入は上記の「標準字体」でお願いたします。

下記のとおり申告します。

提出用

種別 3 2 7 0 0

※修正項目番号

※入力徴定コード

〇〇年度確定修正

口座振替利用の場合

Table with columns for 都道府県, 所管, 管轄, 基幹番号, 枝番号, 種別, 産業分類

修正申告の種類を記入する

あて先 〒330-6016 さいたま市中央区新都心11番地2

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード

確定修正の額を加味した確定保険料を記入する

埼玉労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

Table for 確定保険料算定内訳. Columns include 算定期間, ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額, ⑨保険料・拠出金率, ⑩確定保険料・一般拠出金額. Includes handwritten values like 117,503,840 and 19,391.

注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

確定修正の額を加味した一般拠出金を記入する

Table for 概算・増加概算保険料算定内訳. Columns include 算定期間, ⑫保険料算定基礎額の見込額, ⑬保険料率, ⑭概算・増加概算保険料額. Includes handwritten values like 20,000 and 21,000.

提出時点の基幹番号全体の申告済確定保険料額及び一般拠出金額(当該修正を含めない額)を記入する

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

※特種無区分 ※養育対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目

延納の申請 納付回数

Table for ⑱ 申告済概算保険料額 and ⑳ 差引額. Includes handwritten values like 11,741,097 and 19,381.

Table for ㉑ 確定申告済概算保険料額 and ㉒ 確定増加概算保険料額. Includes handwritten values like 11,741,097 and 9,287.

Table for ㉓ 別納付額 and ㉔ 事業又は作業の種類. Includes handwritten values like 11,741,097 and H20.5.1.

確定修正の額を合算した額

Table for ㉕ 加入している労働保険 and ㉖ 事業主. Includes handwritten address: さいたま市中央区新都心11-2 and name: 理事長 埼玉 太郎.

労災保険率表

H30.4.1
改定
R6.4.1
改定

事業の種類分類	番号	事業の種類	労災保険率	労災保険率
林業	02又は03	林業	60 /1000	52 /1000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18 /1000	18 /1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38 /1000	37 /1000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石灰鉱業	88 /1000	88 /1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16 /1000	13 /1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5 /1000	2.5 /1000
	25	採石業	49 /1000	37 /1000
	26	その他の鉱業	26 /1000	26 /1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業(※2)	64 /1000	34 /1000
	32	道路新設事業	11 /1000	11 /1000
	33	舗装工事業	9 /1000	9 /1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9 /1000	9 /1000
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5 /1000	9.5 /1000
	38	既設建築物設備工事業	12 /1000	12 /1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5 /1000	6 /1000
製造業	37	その他の建設事業	15 /1000	15 /1000
	41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	6 /1000	5.5 /1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4 /1000	4 /1000
	44	木材又は木製品製造業	14 /1000	13 /1000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5 /1000	7 /1000
	46	印刷又は製本業	3.5 /1000	3.5 /1000
	47	化学工業	4.5 /1000	4.5 /1000
	48	ガラス又はセメント製造業	6 /1000	6 /1000
	66	コンクリート製造業	13 /1000	13 /1000
	62	陶磁器製品製造業	18 /1000	17 /1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26 /1000	23 /1000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5 /1000	6.5 /1000
	51	非鉄金属精錬業	7 /1000	7 /1000
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5 /1000	5 /1000
	53	鋳物業	16 /1000	16 /1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10 /1000	9 /1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5 /1000	6.5 /1000
	55	めつき業	7 /1000	6.5 /1000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5 /1000	5 /1000
	57	電気機械器具製造業	2.5 /1000	3 /1000
58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4 /1000	4 /1000	
59	船舶製造又は修理業	23 /1000	23 /1000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5 /1000	2.5 /1000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5 /1000	3.5 /1000	
61	その他の製造業	6.5 /1000	6 /1000	
運輸業	71	交通運輸事業	4 /1000	4 /1000
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9 /1000	8.5 /1000
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9 /1000	9 /1000
	74	港湾荷役業	13 /1000	12 /1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3 /1000	3 /1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13 /1000	13 /1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13 /1000	13 /1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5 /1000	6 /1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5 /1000	6.5 /1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5 /1000	2.5 /1000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3 /1000	3 /1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5 /1000	2.5 /1000
94	その他の各種事業	3 /1000	3 /1000	
	90	船舶所有者の事業(※1)	47 /1000	42 /1000

※1 平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されることに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。
 ※2 業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、H30.4.1~R6.3.31の間に開始した工事についての労災保険率等については、次ページの<注意事項>を参照。

労務費率表

H30.4.1
改定

R6.4.1
改定

事業の種類分類	事業の種類	請負金額に 乗ずる率	請負金額に 乗ずる率	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
	道路新設事業	19%	19%	
	舗装工事業	17%	17%	
	鉄道又は軌道新設事業	24%	19%	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	23%	
	既設建築物設備工事業	23%	23%	
	機械装置の組立て 又は 据付けの事業	組立又は取付に関するもの	38%	38%
		その他のもの	21%	21%
その他の建設事業	24%	23%		

<注意事項>

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、平成30年4月から令和6年3月までの間に開始した工事については、以下の労務費率及び労災保険率によります。

工事開始時期	労務費率	労災保険率
平成30年4月1日～ 令和3年1月31日	18%	64/1000
	実支払賃金額用いて 算出する場合	62/1000
令和3年2月1日～ 令和3年3月31日	18%	64/1000
令和3年4月1日～ 令和6年3月31日	19%	62/1000

第二種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	H30.4.1 改定	R6.4.1 改定
		第二種 特別加入 保険料率	第二種 特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業)	12 /1000	11 /1000
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	18 /1000	17 /1000
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	45 /1000	45 /1000
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52 /1000	52 /1000
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	7 /1000	6 /1000
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14 /1000	14 /1000
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業(船員法第1条に規定する船員が行う事業)	48 /1000	48 /1000
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業(柔道整復師)	3 /1000	3 /1000
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業(創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者)	3 /1000	3 /1000
特10	労災保険法施行規則第46条の17第10号口の事業(あん摩マッサージ指圧師、はり師又は きゅう師)	3 /1000	3 /1000
特11	労災保険法施行規則第46条の17第11号口の事業(歯科技工士)	3 /1000	3 /1000
特12	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	3 /1000	3 /1000
特13	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	3 /1000	3 /1000
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	15 /1000	14 /1000
特15	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	6 /1000	5 /1000
特16	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	17 /1000	17 /1000
特17	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	3 /1000	3 /1000
特18	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	18 /1000	18 /1000
特19	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	3 /1000	3 /1000
特20	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	9 /1000	9 /1000
特21	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	3 /1000	3 /1000
特22	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者及び家事支援従事者)	5 /1000	5 /1000
特23	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業(芸能関係作業従事者)	3 /1000	3 /1000
特24	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業(アニメーション制作作業従事者)	3 /1000	3 /1000
特25	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業(情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者)	3 /1000	3 /1000

第三種特別加入保険料率

対象	H30.4.1 改定	R6.4.1 改定予定
	第三種 特別加入 保険料率	第三種 特別加入 保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3 /1000	3 /1000

《 公共職業安定所一覧 》

名 称	郵便番号及び所在地	電話番号
川口公共職業安定所	〒332-0031 川口市青木3-2-7	048-251-2901
熊谷公共職業安定所	〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2	048-522-5656
本庄出張所	〒367-0053 本庄市中央2-5-1	0495-22-2448
大宮公共職業安定所	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525	048-667-8609
川越公共職業安定所	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1F	049-242-0197
東松山出張所	〒355-0073 東松山市上野本1088-4	0493-22-0240
浦和公共職業安定所	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40	048-832-2461
所沢公共職業安定所	〒359-0042 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1・2F	04-2992-8609
飯能出張所	〒357-0021 飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1F	042-974-2345
秩父公共職業安定所	〒369-1871 秩父市下影森1002-1	0494-22-3215
*1 春日部公共職業安定所	〒344-0036 春日部市下大増新田61-3	048-736-7611
行田公共職業安定所	〒361-0023 行田市長野943	048-556-3151
草加公共職業安定所	〒340-8509 草加市弁天4-10-7	048-931-6111
朝霞公共職業安定所	〒351-0011 朝霞市本町1-1-37	048-463-2233
越谷公共職業安定所	〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6	048-969-8609

*1 令和7年6月9日(月)、「〒344-0062 春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎3F」へ移転予定。

《 労働基準監督署一覧 》

名 称	郵便番号及び所在地	電話番号
さいたま労働基準監督署	〒330-6014 さいたま市中央区新都心11-2 ランドアクシスタワー14F	048-600-4802
川口労働基準監督署	〒332-0015 川口市川口2-10-2	048-252-3804
熊谷労働基準監督署	〒360-0856 熊谷市別府5-95	048-533-3611
川越労働基準監督署	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎2F	049-242-0893
*2 春日部労働基準監督署	〒344-8506 春日部市南3-10-13	048-735-5228
所沢労働基準監督署	〒359-0042 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎3F	04-2995-2586
行田労働基準監督署	〒361-8504 行田市桜町2-6-14	048-556-4195
秩父労働基準監督署	〒368-0024 秩父市上宮地町23-24	0494-22-3725

*2 令和7年6月2日(月)、「〒344-0062 春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎2F」へ移転予定。

埼玉労働局総務部 労働保険徴収課 事務組合係	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランドアクシスタワー15F	048-600-6203
------------------------------	--	--------------